

目 次

令和7年10月臨時会

NO	議案番号	件 名
1	議案第82号	広域行政調査特別委員会の設置に関する決議について
2	議案第83号	行財政改革調査特別委員会の設置に関する決議について
3	議案第84号	議会改革等推進特別委員会の設置に関する決議について

議案第 82 号

広域行政調査特別委員会の設置に関する決議について

このことについて、別紙のとおり決議するものである。

令和 7 年 10 月 14 日提出

箱根町議会議員	勝	俣	泰	彦
〃	稲	葉	親	太郎
〃	川	口	延	明

（提案理由）

近隣市町との広域行政に関する諸課題について、調査及び研究を行うことを決議するものである。

広域行政調査特別委員会の設置に関する決議

次のとおり広域行政調査特別委員会を設置するものとする。

- 1 本議会に、広域行政調査特別委員会を設置する。
- 2 議会は、広域行政調査特別委員会に、次の事項の調査及び研究を付託する。
 - (1) 広域化する行政課題に関する調査及び研究
 - (2) 広域的なまちづくり施策に関する調査及び研究
 - (3) 観光に係る広域的な連携に関する調査及び研究
- 3 広域行政調査特別委員会は、12名の委員をもって構成する。
- 4 広域行政調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件終了を議決するまで継続して調査及び研究を行うものとする。

令和7年10月14日

箱 根 町 議 会

議案第 83 号

行財政改革調査特別委員会の設置に関する決議について

このことについて、別紙のとおり決議するものである。

令和 7 年 10 月 14 日提出

箱根町議会議員 勝 俣 泰 彦

〃 稲 葉 親太郎

〃 川 口 延 明

（提案理由）

本町の厳しい財源不足を補うため、平成 28 年度から実施している固定資産税の超過課税については、当分の間実施することとなっていることから、将来に亘った持続可能な行財政基盤の確立を図るべく、その具体的な方策について調査及び研究することを決議するものである。

行財政改革調査特別委員会の設置に関する決議

次のとおり行財政改革調査特別委員会を設置するものとする。

- 1 本議会に、行財政改革調査特別委員会を設置する。
- 2 議会は、行財政改革調査特別委員会に、次の事項の調査及び研究を付託する。
 - (1) 行財政改革に係る財源確保等に関すること。
 - (2) 調査及び研究に係る町執行部との調整に関すること。
 - (3) 調査及び研究に係る報告書の作成に関すること。
 - (4) 調査及び研究に係る町執行部への提言に関すること。
 - (5) その他、行財政改革に関すること。
- 3 行財政改革調査特別委員会は、12名の委員をもって構成する。
- 4 行財政改革調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件終了を議決するまで継続して調査及び研究を行うものとする。

令和7年10月14日

箱 根 町 議 会

議案第 84 号

議会改革等推進特別委員会の設置に関する決議について

このことについて、別紙のとおり決議するものである。

令和 7 年 10 月 14 日提出

箱根町議会議員	勝	俣	泰	彦
〃	稲	葉	親	太郎
〃	川	口	延	明

（提案理由）

議会の公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会、町民に信頼される議会を目指し、議会改革等を継続して推進するため、調査及び研究することを決議するものである。

議会改革等推進特別委員会の設置に関する決議

次のとおり議会改革等推進特別委員会を設置するものとする。

- 1 本議会に、議会改革等推進特別委員会を設置する。
- 2 議会は、議会改革等推進特別委員会に、次の事項の調査及び研究を付託する。
 - (1) 議会の公正性及び透明性を確保すること。
 - (2) 議会運営の活性化を図ること。
 - (3) 議会基本条例推進に関すること。
- 3 議会改革等推進特別委員会は、6名の委員をもって構成する。
- 4 議会改革等推進特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件終了を議決するまで継続して調査及び研究を行うものとする。

令和7年10月14日

箱 根 町 議 会